

# 富山県ヤングクラブバレーボール連盟細則（案）

## 第1条 優先順位

加盟団体は、中学校体育連盟に所属する選手については、原則として中学校体育連盟の活動を優先する。ただし、本連盟の主催する日本ヤングバレーボールクラブ男女優勝大会（以下「全国大会」という。）富山県予選大会および全国大会の出場およびヤングクラブバレーボール大会の出場は、参加を認めてもらうよう所属中学校と密に連絡をとり調整を行うものとする。

## 第2条 構成員およびチーム条件

本連盟の登録を認める構成員およびチーム条件は、次のとおりとする。

- (1) JVAにチーム登録し、日本ヤングクラブバレーボール連盟に個人登録された14歳までの（U-14の場合）あるいは19歳までの（U-19の場合）男子のみまたは女子のみで構成された男子または女子チームであること。
  - (2) チームの代表者およびチームスタッフのうち1名は、公認資格を有し、JVAに有効に登録された者とする。
  - (3) チームの代表者は、責任を取ることができる成人とする。
  - (4) 本連盟の趣旨、目的、規約および細則を十分に理解し、連盟の運営に協力できるチームであることとする。
  - (5) 学校の部活動単独チームでないこと（実質的にこれに準じると判断される場合を含む。）。
  - (6) 本連盟に加盟を希望するチームは加盟の仮登録が認められた日から1年間、全国大会富山県予選大会には出場できないがその他の大会は活動状況をみて判断する。ただし、本連盟設立初年度については、設立の段階において加盟意思のある団体を全て「加盟団体」とし、全国大会富山県予選大会出場については全国大会の出場資格のあるチームについて認めることとする。
  - (7) チーム構成員は、原則として富山県内に在学・在住・在勤する者とする（なお、全国大会予選会および全国大会に限る）。但し、個別事情により特別な配慮が必要な場合は理事会にて判断する。
- 2 移籍した選手の大会等に関する参加資格は、次のとおりとする。なお参加資格の有無は、理事会にて判断する。
- (1) 移籍後の最初の全国大会県予選会には参加を認めない（移籍後1年以上経過した場合を除く）。
  - (2) 移籍の原因が、次に記載する場合には、制限なく参加を認める。
    - ① 移籍理由が、旧加盟団体もしくは準加盟団体の解散あるいは活動休止により移籍を余儀なくされた場合
    - ② 移籍理由が、住居の移転により、旧加盟団体もしくは準加盟団体での活動ができなくなった場合
    - ③ その他、①②に準じる場合

## 第2条の2 本連盟への加入申請および手続

本連盟への加入申請および加入手続は、次の方法による。

- (1) 加入申請は、本連盟事務局長に対し、別途定める加入申請書および、事務局長が指示する書類（活動調査票等）を提出する。

- (2) 加入の可否は、理事会において判断し、理事会は、仮登録および本登録の合計2回の審査を行う。  
なお、審査は、提出書類に加え、理事会が主体となって実施する調査結果、当事者からの聴き取りなど、適宜の方法で行うものとする
  - (3) 仮登録の審査は、申請書類等の提出および調査等が終了した後に最初に開かれる理事会で行う。
  - (4) 本登録の審査は、仮登録が承認された日から継続して1年以上チームとしての活動がなされ、かつ、当該チームが本登録を希望する場合に、事務局長が指示する書類（活動調査票等）を提出し、調査等が終了した後に、最初に開かれる理事会で行う。
  - (5) 加入申請をしたチームは、本連盟（本連盟から調査の委託を受けた団体および個人を含む）が、審査のために必要と判断し実施する調査（チーム関係者や第三者等への聞き取りや、活動場所での活動確認等）に協力する。
- 2 仮登録が承認されたチーム（以下、「仮登録チーム」という）の本連盟における活動について
- (1) 仮登録チームは、仮登録が承認された理事会以後、当連盟の準加盟団体とする。  
準加盟団体となった仮登録チームは、加盟団体と同様に登録料等を支払い、以後、本連盟が主催もしくは主管する大会（但し、全国大会予選会を除く）への参加資格が認められる。
  - (2) 仮登録チームは、本連盟の規約、細則、コンプライアンス規則等を遵守する。
  - (3) 仮登録チームは、加盟後初回の総会までの間、理事の選出権限を有しないが、理事会の許可を得て、仮登録チーム代表者が理事会を傍聴することができるとともに、理事会において、議長の許可がある場合には、意見を述べることができる。
  - (4) 仮登録チームは、準加盟団体として、本連盟の活動に協力する。
- 3 仮登録の継続について仮登録をしたチームが、本登録の審査を受けた結果、理事会で本登録が認められなかった場合、当該チームが、仮登録の要件を充たしており、かつ、当該チームが仮登録の継続を希望する場合には、仮登録を継続することができる。

### 第2条の3 加入団体の処分等

理事会は、本連盟の加盟団体あるいは準加盟団体に、本連盟の規約、規則、細則等に関する違反があり、次に定める事由に該当する場合には、会長の承認と顧問への報告を得て当該団体の加入資格を取消す。

- (1) 違反内容が重大であり、本連盟への所属を認めることが相当でないと判断される場合
  - (2) 理事長から改善の指導がなされたにもかかわらず指導に従わない場合
  - (3) 理事長から改善の指導がなされ、相当期間が経過したにもかかわらず改善が認められないと判断される場合
- 2 理事会は、本連盟の加盟団体あるいは準加盟団体に、連盟の規約、規則、細則等に関する違反があり、前項の取消には該当しないものと判断した時は、会長の承認と顧問への報告を得て次に定める処分を行う。なお、活動停止の処分は、大会参加資格の停止を含み、停止中期間中の当該団体選出の理事は、理事会に出席することはできるが、議決権を行使できないものとする。
- (1) 1か月以上3年以下の範囲で期間を定めた活動の停止
  - (2) 活動再開条件を明示した上での期限を定めない活動の停止
  - (3) 連盟主催の大会（全国大会予選会を含む）の参加資格の停止。この場合は、資格を停止する大会を明示する。

- 3 理事長は、本連盟の加盟団体あるいは準加盟団体に、連盟の規約、規則、細則等に関する違反があり、緊急性があつて、本条第1項および本条2項の理事会の決議を待つことができない場合には、会長の承認と顧問への報告を得て、2か月以内の範囲で、当連盟に関する活動を休止させることができる。この場合、理事長は、2か月以内に理事会を開催し、違反および処分に関する報告を行うとともに、さらに本条第1項および第2項に定める処分を行うか否かを協議する。

#### **第2条の4 加入団体の継続手続と資格の喪失等**

加盟団体および準加盟団体は、毎年度、所定の時期までに、加盟の継続申請を行い、登録料を支払う。

- 2 加盟団体または準加盟団体が、前項の期日までに継続加盟の申請または登録料の支払いを怠った場合（但し、やむを得ない事情があつた場合を除く）、当該団体は、当連盟からの何らの通知を要することなく当然に登録資格を喪失する。
- 3 加盟団体および準加盟団体が、前項に基づき登録資格を喪失した場合、当該団体は、あらためて登録申請を行うことができるが、この場合の加盟手続きは、新規の加盟申請の手続きに基づいて行う。  
（注）本登録であつた加盟団体であっても、仮登録の申請承認を経て、再度、本登録に至る手続きを経ることになる。

#### **第3条 登録**

細則第2条に規定されている「登録方法」等については、次のとおりとする。

- (1) 本連盟への登録は、JVAの登録方法に準じての登録のみとする。

なお、登録に関して疑義が生じた場合は、理事長と協議するものとする。

##### **ア チーム登録**

毎年の登録の開始日はJVAの登録開始日とする。

登録料は、総会で定める金額とし、登録が承認されたら速やかに会計に納入しなければならない。

##### **イ 個人登録**

毎年の登録の開始日はJVAの登録開始日とする。

登録料はJVAの規定のとおりとする。（注）年齢は各年度の4月2日時点。ただし、選手がJVAメンバーとして個人登録するには、加入するチームの責任者の承認が必要であり、責任者の承認済みを確認した後、加入コード（各チームにチーム登録時に発行されたもの）を入力して登録することとする。

- (2) ベンチスタッフは、1名以上6名以内とし、ベンチスタッフの内1名は、成人で公認指導者資格を有し、JVAに有効に登録されている者であることとする。

#### **第4条 大会登録**

本連盟主催大会の参加申込み（チーム登録）等については、次のとおりとする。

- (1) 大会に出場を希望するチームは、規約第3条に規定されている全ての登録を済ませていなければならない。
- (2) 大会の参加料は、大会要項に表記する。なお、一旦参加申込みを行ったチームは、棄権等があつても、参加料は納めなければならない。

(3) 同一大会におけるベンチスタッフについて

ア ベンチスタッフは、2チーム以上を兼任することはできない。ただし、部長、マネージャー、トレーナー、ドクターについては、同一団体に限りU14男子、U14女子、U19男子、U19女子のベンチスタッフを兼務することができる。

イ ベンチスタッフの変更は、大会当日1日通しての変更登録とし、大会当日の受付時に「ベンチスタッフ変更届」を大会事務局に提出するものとする。

ウ 全国大会に出場するチームは、富山県予選大会申込締切までに本条に従い、登録を済ませているチームであり、当連盟が推薦したチームであること。ただし、予選大会時に本連盟の他チームに登録していた者が全国大会出場チームに移籍することはできないものとする。

## 第5条 競技会および講習会等

本連盟が主催する競技会および講習会は、次のとおりとする。

- (1) 全国大会富山県予選大会
- (2) ヤングクラブバレーボール大会
- (3) 審判講習会
- (4) 指導者講習会

2 全国大会富山県予選大会およびヤングクラブバレーボール大会の開催日程については、中学校体育連盟の公式試合と日程が重複しないよう、中学校体育連盟と連携を図り調整を行うものとする。

## 第6条 競技規則

競技規則の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 抽選会および代表者会議における確認・決定事項
- (2) 大会要項
- (3) 本連盟細則
- (4) 本連盟規約
- (5) 富山県バレーボール協会（以下「県協会」という。）規約一式
- (6) 日本ヤングクラブバレーボール連盟規約一式
- (7) JVA制定の競技要項（以下「JVA競技要項」という。）
- (8) JVA制定の6人制バレーボール競技規則（以下「6人制競技規則」という。）

2 ユニフォームは、「6人制競技規則」に規定されているとおりとする。なお、全国大会に出場するチームは、全国大会の要項および規程に準ずるものとする。

3 部長、監督、コーチ、マネージャー、トレーナーおよびドクター（以下「ベンチスタッフ」という。）は「6人制競技規則」のとおりとする（部長は、国内大会の特別競技規則の附則の6による）。

- (1) ベンチスタッフの1名以上は公益財団法人日本スポーツ協会のバレーボールの公認指導者資格（コーチ1～4、以下「公認資格者」という。）を有する者であること。
- (2) トレーナーおよびドクターは、公益財団法人日本スポーツ協会に有効登録された有資格者とする。

4 選手については、「JVA競技規則」、「6人制競技規則」に準ずる。

5 審判団（主審、副審、ラインジャッジおよび記録）については、次のとおりとする。

審判団として任務にあたる時は、割り当てられた任務に専念するとともに、ジャージ等任務にふさわしい服装で参加することが望ましい。

- 6 会場使用については、その会場の使用規則に合わせ、会場担当競技委員から出される指示に従うこと。

## 第7条 大会要項

本連盟が主催、主管する大会の要項および全国大会への推薦条件は理事会において審議し決定する。

## 第8条 試合等における責務

チームスタッフの責務としては、以下の例がある。

- (1) 抽選会および代表者会議で説明、確認および決定された事項をチーム全員と応援関係者に必ず周知し遵守させること。
- (2) 本連盟主催試合において、各種の競技規則および施設の使用規程について、チーム関係者（加盟団体や加盟を希望する団体の役員、スタッフ、選手および選手の保護者等）および応援関係者（チーム関係者と一定の関係性を有し、応援する者をいう）に必ず周知し、遵守させなければならない。
- (3) 本連盟主催試合の試合に参加の際には、選手の健康状態を再確認するとともに、大会期間中の選手の健康管理には、十分留意しなければならない。

2 チームの責務としては、以下の例がある。

- (1) 本連盟が主催する大会期間中およびこれに伴う移動中に生じた事故並びにその他の傷害については、本連盟は一切その責任を負わない。従って、チームは、必ずスポーツ安全保険等に加入すること。

## 第9条 諸行事の中止等

理事長は、会長の承認を得て、災害が発生した場合、感染症に関する緊急事態宣言が発令された場合、および気象に関する警報が発令されるなどした場合（以下、これらをあわせて、「災害・緊急事態等の場合」という。）は、本連盟が主催する事業および会議を中止、延期または一部延期することができるものとし、その取り扱いおよびその後の処置は、対象となった事業あるいは会議に応じて、理事会において審議し決定する。

2 理事長は、災害・緊急事態等の場合、加盟団体および準加盟団体に対して、相当の期間を定めて、練習および練習試合の中止などを要請することができるものとする。なお、理事長は、制限の対象となる活動および期間を定めるに際しては、本連盟に関連する団体の状況、県や市などの公的機関や公立学校の活動の状況等を参考とする。

## 第10条 助成金および寄付行為等

寄付行為は、理事会において審議し、決定する。

2 本連盟に係る弔事見舞は、概ね次のとおりとし、返礼は不要とする。

- (1) 役員・・・(本人 5,000 円・配偶者 3,000 円)

## 第11条 役員等の上部団体への派遣

県協会の常務理事として理事長を派遣し、県協会の理事については、必要に応じて理事会において派遣する役員を決定する。

2 前項以外の県協会の各専門委員会等に派遣する役員は、理事会において決定する。

## 第12条 (旅費等諸経費)

役員等の諸行事の運営および派遣に関する旅費および日当の支払いは、当面の間、支給しないものとする。ただし、県外で開催される大会および会議への派遣については、旅費を支給する。

2 講習会の講師には、旅費・日当を支給する。

3 旅費は、県協会の旅費規程に基づき支給する。

## 第13条 罰則

本連盟関係者に対する処分は、JVAが定める「コンプライアンス規程」並びに「県協会競技者および役員倫理規定」を参考として行う。

2 本連盟規約、細則およびコンプライアンス規則、JVAが定める「コンプライアンス規程」並びに「県協会競技者および役員倫理規定」等の諸規定に違反する行為についての処分は、次のとおりとする。

### ①個人に関する処分

(i) 厳重注意 同様の事態が生じないように厳しく注意を行う。

(ii) けん責 厳重注意の上に戒めを行い、同時に反省文の提出を求める。

(iii) けん責に加えて、資格ごとに以下の処分（一つまたは複数）を行う。

理事 期間を定めた理事資格の停止、ベンチ入りの禁止、大会会場への入場禁止、

チームスタッフ 期間を定めたベンチ入りの禁止、大会会場への入場禁止

選手 期間を定めた大会の参加資格の喪失、大会会場への入場禁止

保護者 期間を定めた大会会場への入場禁止

②加盟団体に関する処分 第8条の3に該当しないものであって、団体に責任があると判断される場合

(i) 厳重注意 同様の事態が生じないように厳しく注意を行う。

(ii) けん責 厳重注意の上に戒めを行い、同時に反省文の提出を求める。

(iii) 出場停止 けん責に加え、期間を定めた当連盟の大会への参加資格の喪失

(IV) その他推薦に関する判断 上記いずれの処分も全国大会への推薦の是非に関する判断資料とする。

3 本連盟の処分権限を超える違反行為（刑事事件に該当する行為、指導者資格の停止や喪失に関するものなど）が確認された場合、当連盟は、関係官庁や関係諸団体に対して、調査結果その他の資料を添付の上、通報する。

4 理事長は、本条に規定する罰則の適用およびその処置は、内容を十分調査し検討するとともに県協会と協議しながら、理事会において審議し決定の上、会長の承認を得る。なお、審議する理事会には、対象者を出席させ、弁明の機会を設ける。

## **第13条の2 不服申立**

第13条に基づき理事長から処分の通知を受けた者は、通知を受けた日から2週間以内に、処分に関する不服申立てを行うことができる。

- 2 前項の不服申立は、理事長宛の不服申立書を事務局長に提出（送付）し、さらに不服の申立を行った日から3週間以内に、不服の理由書を提出する。その際、不服申立に関する証拠がある場合、証拠の概要を記載したものを併せて提出する。
- 3 本条による不服申立がなされた場合、この処分に関する判断は、理事会にて審理の上、決議する。

## **第14条 その他の委任**

この規則で定めたもののほか、必要な事項は、理事長が決定する。

- 2 理事長が専決処分した事項は、次の理事会において報告するものとする。

### **附 則**

この細則は、令和4年6月25日から施行する。